

## 尾花沢市不良住宅除却促進事業・老朽空き家除却事業(全体概要)

地域の安全・安心の確保及び生活環境の向上を図るため、老朽化して危険な不良住宅または一定の危険性がある住宅を解体撤去する方に、その費用の一部を補助します。

### 1 補助金名

- ① 不良住宅除却促進事業
- ② 老朽空き家除却事業

} 申請に必要な書類などは別紙をご確認ください。

### 2 申込期限

**令和8年4月30日まで**

### 3 対象となる空き家

- 尾花沢市内に存在し、住居として建築した建築物で、現在空き家になっているもの  
※長屋や共同住宅を除く

### 4 補助金の対象者

- 空き家の所有者、所有者の相続人、所有者又は相続人の委任を受けた者  
※空き家の所有者は、建物・土地の全部事項証明書（未登記の場合は、土地家屋償却資産課税台帳もしくは固定資産税土地家屋課税明細書）に所有者として登録されている者をいいます。（相続人、委任者の場合は証明書類が必要）
- 市税等を滞納していないこと。

### 5 対象となる主な要件

- 住宅不良度判定基準による評定の合計が ①は100点以上となる不良住宅、②は①に該当しない空き家** ※市職員が事前に現地調査を行い、測定基準による評定を行います。
- 木造又は鉄骨造であるもの
- 店舗等併用住宅であるときは、空き家の過半が居住用に使用されていたもの
- 所有者が複数いる場合は当該所有者全員から同意を得られていること（相続も同様です）
- 所有権以外の権利が設定されていないこと（抵当権など）  
※補助金申請時まで解除又は権利者の解体への同意が必要です。
- 本市に本店を有する次に掲げるいずれかの建設業者と解体工事に係る請負契約を締結すること
  - (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者
  - (2) 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による解体工事業の登録を受けた者

- 交付決定を受ける前に、工事の契約又は着工されたものではないこと
- 対象の空き家の全部を除却すること（**基礎を含む**）
- 除却後に空き家の所有者、相続人及びそれらの三親等以内の親族が建築物を建築するものではないこと
- ①は令和9年1月12日、②は令和9年2月10日までに実績報告書を提出できること**

## 6 補助金の額

①除却に要する費用の **10分の8（上限100万円）**

②除却に要する費用の **10分の4（上限50万円）**

※どちらも千円未満の端数があるときは切り捨てた額で、予算の範囲内での交付

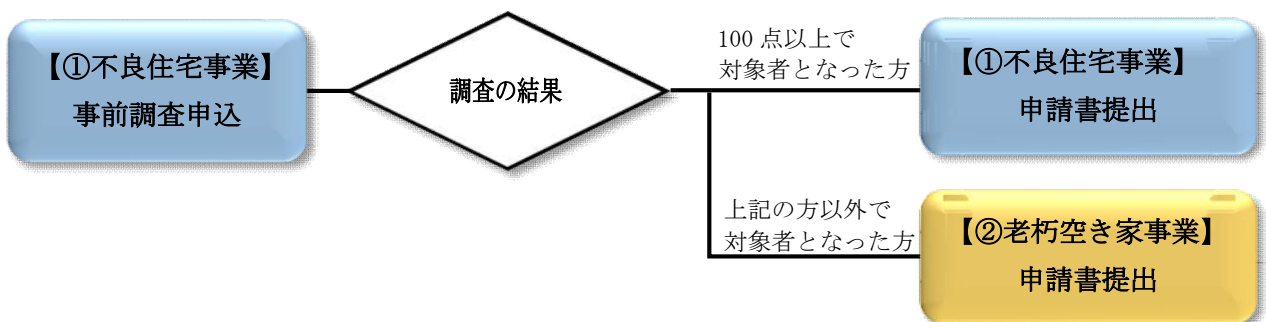
## 7 重要事項

- 交付決定を受ける前に、工事請負契約又は解体工事に着手した場合は補助の対象外**となります。
- 建物を解体することにより、翌年より土地の税金が増額になる場合があります。
- 補助金の交付対象者に確定した場合は、辞退せずに工事を行ってください。**（辞退された場合、次回以降の対象者選考は考慮させていただきます。）
- 予算の範囲内で対象者を確定するため、補助対象とならない場合があります。

## 8 事業の流れ

- 1) ①不良住宅除却促進事業による空き家の現地調査（測定基準による評定）を行います。
- 2) 調査の結果、評定の合計が100点以上の空き家について、優先度の高い方から予算の範囲内で**①不良住宅除却促進事業の対象者**として確定します。
- 3) ①の対象とならなかった方のうち、不良度の評点が高い方から予算の範囲内で**②老朽空き家除却事業の対象者**として確定します。

※①、②の対象者の方は必要書類を揃えて補助金の申請を行ってください。



### 【お問合せ先】

尾花沢市役所 建設課都市住宅係  
TEL 0237-22-1114

## ①尾花沢市不良住宅除却促進事業補助金

### 1 補助の対象となる主な要件

- 住宅の不良度の測定基準による評点の合計が100点以上となる不良住宅であること**  
※市職員が事前に現地調査を行い、測定基準による評定を行います。
- 令和9年1月12日**までに、実績報告書を提出できること  
※その他の要件については、全体概要（5 対象となる主な要件）に記載のとおり

### 2 補助金の額

**空き家の除却に要する費用の10分の8（上限100万円）** ※予算の範囲内

### 3 事前調査

以下の書類を提出いただき、空き家の現地調査を行います。

- 事前調査申込書（様式第1号）
- 建物、土地の登記事項証明書  
（未登記の場合は土地家屋償却資産課税台帳もしくは固定資産税土地家屋課税明細書）
- 申請者の所得証明書、もしくは所得額が記載されている課税証明書。（申請する年の1月1日時点で尾花沢市に住民票がある者を除く。）
- 誓約書（様式第3号）
- （委任された方は所有者・相続人からの委任状（様式第2号））
- （相続人である場合は、所有者との関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本）
- 現況の写真     空き家位置図

### 4 申請方法

<交付申請時>

以下の書類を事前調査結果通知書による通知から30日以内に提出してください。

- 交付申請書（様式第5号）
- 事業計画書（様式第6号）
- 見積書等の写し
- 工事前の写真
- （同意書（様式第7号。共有者が複数いる場合に限る））
- （所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利に係る者の同意書）

<実績報告>

解体工事完了後30日を経過する日又は**令和9年1月12日**のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

- 実績報告書（様式第11号）
- 工事請負契約書又は請書の写し
- 工事実施状況写真（除却工事中の写真及び除却工事完了後の写真）
- 工事完了証明書（様式第12号）
- 領収書の写し

## ②尾花沢市老朽空き家除却事業補助金

### 1 補助の対象となる主な要件

①の不良住宅除却促進事業に該当しない空き家

※不良住宅除却促進事業に規定する市職員による事前現地調査を行い、測定基準による評定を行ったものに限る。

令和9年2月10日までに、実績報告書を提出できること

※その他の要件については、全体概要（5 対象となる主な要件）に記載のとおり

### 2 補助金の額

空き家の除却に要する費用の10分の4（上限50万円） ※予算の範囲内

### 3 事前調査

尾花沢市不良住宅除却促進事業に規定する空き家の事前現地調査を実施します。

### 4 申請方法

#### <交付申請時>

以下の書類を事前調査結果通知書による通知から30日以内に提出してください。

- 事前調査結果通知書（様式第5号）の写し
- 交付申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 事業計画書（様式第4号）
- 見積書等の写し
- 工事前の写真
- 同意書（様式第5号。共有者が複数いる場合に限る）
- 委任された方は所有者・相続人からの委任状（様式第3号）
- 所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利に係る者の同意書

#### <実績報告>

解体工事完了後30日を経過する日又は令和9年2月10日のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

- 実績報告書（様式第9号）
- 工事請負契約書又は請書の写し
- 工事実施状況写真（除却工事中の写真及び除却工事完了後の写真）
- 工事完了証明書（様式第10号）
- 領収書の写し

裏面もご確認ください

# 尾花沢市不良住宅除却促進事業・老朽空き家除却事業(年間スケジュール)

※年間スケジュールは目安です。変更される場合もありますのでご注意ください。

